

添付法令資料 3 :

外国人労働者の利用に関する 2021 年 2 月 2 日付インドネシア共和国政令 No.34

(目次)

同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 外国人労働者の雇用主の義務及び禁止
 - 第 1 節 通則 (第 2 条ないし第 5 条)
 - 第 2 節 義務 (第 6 条ないし第 8 条)
 - 第 3 節 禁止 (第 9 条ないし第 11 条)
- 第 3 章 外国人労働者利用計画の承認
 - 第 1 節 外国人労働者利用計画の承認申請手続 (第 12 条ないし第 20 条)
 - 第 2 節 外国人労働者利用計画の承認の延長及び変更 (第 21 条及び第 22 条)
 - 第 3 節 外国人労働者利用補償基金 (第 23 条ないし第 26 条)
- 第 4 章 外国人労働者の滞在許可 (第 27 条)
- 第 5 章 同伴労働者及び外国人労働者の職業教育及び訓練 (第 28 条ないし第 31 条)
- 第 6 章 報告、指導及び監督
 - 第 1 節 報告 (第 32 条及び第 33 条)
 - 第 2 節 指導 (第 34 条)
 - 第 3 節 監督 (第 35 条)
- 第 7 章 行政制裁 (第 36 条ないし第 42 条)
- 第 8 章 資金 (第 43 条)
- 第 9 章 雑則 (第 44 条)
- 第 10 章 経過規定 (第 45 条)
- 第 11 章 終則 (第 46 条ないし第 48 条)